

滋賀県証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、本会議においても公聴会の開催および参考人の招致ができることとされたことから、必要な規定の整備を行うため、滋賀県証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 本会議において、依頼または要求に応じ公聴会に参加した者および出頭した参考人についても、この条例の適用対象とすることとします。(第1条中第1条関係)
- (2) 地方自治法の一部改正に伴う引用条文の改正により、必要な規定の整理を行うこととします。(第1条および第2条中第1条関係)
- (3) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>(目的および適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる者（以下「証人等」という。）が、県の機関の依頼または要求に応じ、公務のため旅行したときに受ける費用弁償等について定めることを目的とする。</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第100条第1項</u>の規定により出頭した選挙人その他の関係人</p> <p>(2) 地方自治法第109条第5項、第109条の2第5項および<u>第110条第5項</u>の規定により公聴会に参加した者</p> <p>(2)の2 地方自治法第109条第6項、第109条の2第5項および<u>第110条第5項</u>の規定により出頭した参考人</p> <p>(3)～(11) 〈略〉</p> <p>第2条以下 〈略〉</p>	<p>(目的および適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる者（以下「証人等」という。）が、県の機関の依頼または要求に応じ、公務のため旅行したときに受ける費用弁償等について定めることを目的とする。</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第100条第1項後段</u>の規定により出頭した選挙人その他の関係人</p> <p>(2) 地方自治法第109条第5項、第109条の2第5項、<u>第110条第5項および第115条の2第1項</u>の規定により公聴会に参加した者</p> <p>(2)の2 地方自治法第109条第6項、第109条の2第5項、<u>第110条第5項および第115条の2第2項</u>の規定により出頭した参考人</p> <p>(3)～(11) 〈略〉</p> <p>第2条以下 〈略〉</p>

滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条 この条例は、次に掲げる者（以下「証人等」という。）が、県の機関の依頼または要求に応じ、公務のため旅行したときに受ける費用弁償等について定めることを目的とする。</p> <p>(1) 〈略〉</p> <p>(2) <u>地方自治法第109条第5項、第109条の2第5項、第110条第5項および第115条の2第1項の規定により公聴会に参加した者</u></p> <p>(2)の2 <u>地方自治法第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項および第115条の2第2項の規定により出頭した参考人</u></p> <p>(3)～(11) 〈略〉</p> <p>第2条以下 〈略〉</p>	<p>第1条 この条例は、次に掲げる者（以下「証人等」という。）が、県の機関の依頼または要求に応じ、公務のため旅行したときに受ける費用弁償等について定めることを目的とする。</p> <p>(1) 〈略〉</p> <p>(2) <u>地方自治法第115条の2第1項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会に参加した者</u></p> <p>(2)の2 <u>地方自治法第115条の2第2項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人</u></p> <p>(3)～(11) 〈略〉</p> <p>第2条以下 〈略〉</p>